

いじめ重大事態に関する調査結果の公表ガイドライン (答申)

令和 7 年 2 月改訂版

横浜市いじめ問題専門委員会

目次

1	はじめに	1
2	いじめ重大事態に関する調査結果の公表について	2
(1)	公表の判断に当たって（総論）	2
ア	公表の定義	2
イ	公表の意義	3
ウ	公表の判断	5
(2)	公表を前提とすることの弊害	6
ア	対象児童生徒・保護者の抵抗感	6
イ	関係児童生徒・保護者に対する調査の実効性の低下	7
ウ	その他想定される弊害	8
3	公表の方法について	9
(1)	公表版による公表	10
(2)	編集版による公表	11
(3)	公表をする場合の関係者の意向確認	11
ア	対象児童生徒・保護者への説明	11
イ	いじめを行った児童生徒・保護者への説明	12
ウ	児童生徒本人の意向確認	12
エ	意向確認等のための期間	13
(4)	公表するか否かの判断指針	13
4	公表の手順等について	16

(1) 公表の手順.....	16
(2) 公表する時期.....	16
(3) 公表する期間.....	16
5 事案を集約した形式での公表について.....	17
(1) 公表版又は編集版以外の方法による公表.....	17
(2) 集約版を公表する際の関係者の意向確認.....	18
(3) 集約版の公表の時期等.....	18
6 調査結果の公表に際した個人情報保護について.....	19
(1) 総論.....	19
ア 改訂版ガイドライン.....	19
イ 情報公開条例等.....	20
ウ 児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮.....	22
(2) 具体的な論点.....	23
ア 事実調査の根拠の取扱い.....	23
イ いじめの具体的内容の取扱い.....	23
ウ 地域を限定する情報の取扱い.....	24
エ 内面（申立内容、発言内容等）の取扱い.....	25
オ 報道機関により公表された情報の取扱い.....	27
カ 要配慮個人情報の取扱い.....	28
横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿.....	31
（五十音順・敬称略）.....	31

1 はじめに

平成29年12月15日以降、横浜市は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（答申）」（同月11日付。以下「公表ガイドライン」という。）による運用を行ってきた。

公表ガイドラインは、平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「本委員会」という。）により取りまとめられたものである。

その後、全国的にいじめ重大事態の発生件数が増加傾向にあり、いじめ防止対策推進法の施行から10年余りが経過したことから、文部科学省は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」（以下「改訂版ガイドライン」という。）を新たに策定した。

この改訂版ガイドラインには、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、新しく加筆された部分も存在しているため、横浜市の公表ガイドラインについても、整合性を検証する必要性が生じた。

また、公表ガイドラインも運用開始から既に7年が経過していることからすれば、横浜市がこの間に行ったいじめ重大事態調査に関する調査結果の公表の在り方が「いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進」という、いじめ防止対策推進法の目的に資するものとなっていたか否かという点から検討を行うことも重要である。

仮に時代の変化により、公表ガイドラインの内容が法律の目的実現の妨げになっていたり、実態に即していない内容となっていたりする場合には、改訂版ガイドライン同様、時代に即した実効的な公表ガイドラインへの改訂が求められることになる。

そこで、改訂版ガイドラインの策定及び横浜市のいじめ重大事態調査の実情を踏まえた公表の在り方の見直しという2つの観点から、教育長から本委員会に対し、令和6年11月21日付で「いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方に

について（答申）の改定についての諮問がなされた。

なお、念のため付言すると、本委員会の本来的な役割は、教育長からの諮問を受けていじめ重大事態調査を実施し、その報告を行うことであり、その調査結果について、その後、公表するか否か、また、公表するとした場合のその範囲等をどうするかについては、学校の設置者である教育委員会がその責任において判断し、決定すべきことである。ただ、教育委員会は、少くない事案において、本委員会の調査（検証）の対象となり、当事者としての立場も合わせ有することから、ややもすれば公表の有無、範囲等の判断が恣意的になされているのではないかとの疑いも抱かれやすい。そこで、判断過程における恣意を極力排除するため、本委員会に公表ガイドラインの改定についての諮問を行ったものと受け止めている。

本委員会は、教育長の諮問を受けた後、いじめ重大事態調査結果の公表の在り方について、各専門分野における知見に基づき議論を重ね、公表ガイドライン改訂版をとりまとめたので、ここに答申する。

教育委員会においては、本答申を十分尊重し、いじめ防止対策推進法の目的に資するものとなるよう、必要に応じて本委員会の意見を求めながら、検討、判断していただくことを要望するものである。

2 いじめ重大事態に関する調査結果の公表について

(1) 公表の判断に当たって（総論）

ア 公表の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項に係るいじめ重大事態の調査報告書は、公的機関が保有する情報の1つに数えられる。

横浜市は、自らが保有する情報について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づく開示請求への対応は勿論、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）を制定し、

情報の公開を行っており、いじめ重大事態の調査報告書についても、市民は、情報公開条例に基づく開示請求を行うことで閲覧等を行うことが可能である。

しかしながら、改訂版ガイドラインが、個人情報保護法や情報公開条例による開示請求の手段を認識しつつ、あえて「公表」に触れていることに鑑みれば、ここでいう「公表」とは、開示請求にとどまらず、より積極的な情報開示を求めているものと考えられる。

そのため、本委員会は、改訂版ガイドラインが求める「公表」について、「開示請求等がなくとも、市民が容易に閲覧できる状況を設定すること」と定義した。

「開示請求等がなくとも、市民が容易に閲覧できる状況を設定すること」の具体的な方法としては、横浜市を含む多くの地方自治体がこれまで行ってきたように、ウェブサイト上に掲載する方法が考えられる。

イ 公表の意義

いじめ重大事態の調査報告書の公表（開示請求等がなくとも、市民が容易に閲覧できる状況を設定すること）の意義としては、大きく以下の3点が挙げられる。

- ① 社会に対して事実関係を正確に伝え、社会全体でいじめ防止対策について考える契機となること。
- ② 市民目線に立って学校及び学校の設置者のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を図ること。
- ③ 調査結果の信頼性を保つこと。

（ア）①について

「いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身

を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。」とされている（いじめ防止対策推進法第3条第3項）。

また、改訂版ガイドラインには「調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。」と記載されている。

これらの記載からすれば、学校の設置者及び学校は、公表を通じて、社会に対して事実関係を正確に伝えるという責任を負い、これを社会全体が受け止め、実効性のあるいじめ防止対策を考える契機とすることが公表の意義の1つであると理解すべきであろう。

(イ) ②について

改訂版ガイドラインには、学校の設置者及び学校の基本的姿勢について、「重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。」と記載されている。

学校の設置者及び学校のもとに設置された調査組織は、調査報告書において、当該いじめ事案の特性やいじめ重大事態に至った要因や背景を踏まえ、市民の期待に応え得る公正で具体的かつ実現可能な再発防止策を構築し、提示していくことになる。

そして、調査組織が構築し、提示した再発防止策が実施されているか否かを市民がチェックするためには、前提として再発防止策が公表されている必要がある。

再発防止策が公表されることによって、市民は、調査組織が提示した再発

防止策に則ったいじめ防止対策を学校の設置者及び学校が実際に実施しているか否かを検証することができる。

上記のような状態が、児童生徒の育成を第一義に据えた公正な学校の教育活動・教育行政の推進を図る契機になるといえる以上、この点も公表の意義の1つと理解すべきであろう。

(ウ) ③について

調査報告書の作成主体と調査結果が公表され、市民からのチェックを受けるということは、調査報告書の作成にあたる調査主体に対し、公平性・中立性を維持した調査を行わせる動機付けの一つとなり、調査結果の信頼性を高めることにつながる。

したがって、公表には、調査結果の信頼性を保つという意義もあると考えることができる。

ウ 公表の判断

いじめ防止対策推進法は、「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」を目的として掲げ、同法第28条第1項は「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に、当該いじめ重大事態に係る「事実関係を明確にするための調査を行う」ことを求めている。

上記の規定から明らかなとおり、いじめ重大事態調査の目的は、①当該いじめ重大事態への対処及び②再発防止を図ることの大きく2つである。

いじめ重大事態調査の目的の1つである当該いじめ重大事態への対処との関係では、公表の意義は乏しい。個別事案に対する具体的な対処のために、当該事案の調査報告書を社会に公表する必要性がある事案は通常存在しない。

他方で、いじめの再発防止策を講じる場合、当該再発防止策が広く共有されることは「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」といういじめ防止対策推進法の目的に有用である。

しかしながら、公表には、後に述べるとおり、一般的な弊害が想定され、さらに、個別具体的な事案において、公表することにより当事者を含めた関係者に不利益を及ぼすおそれがあることも否定できない。そこで、公表するか否かについては、個別の検討を行った上で、事案によっては公表しないという判断もありうる。

実際に、改訂版ガイドラインは、公表について、「当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。」と記載しているにとどまり、全ての調査報告書の公表を求めているものではない（なお、改訂版ガイドラインでは、記載内容の趣旨が明確に伝わるよう文章の末尾の記載方法を意図的に区別しており、関係法令や基本方針を踏まえて、行うことが求められる事項は「～するものとする」、「～が必要である」といった表記がされている一方、法の趣旨や過去のいじめ重大事態調査の実施状況及び有識者の議論を踏まえて、取り組むことが望ましいとされる事項については「～が望ましい」と表記されている。）。

本委員会としても、調査報告書の公表はいじめ防止対策推進法の目的を実現するための手段の1つとして、その必要性・相当性については、個別具体的な判断が求められているものとする。

(2) 公表を前提とすることの弊害

ア 対象児童生徒・保護者の抵抗感

改訂版ガイドラインにも記載されているとおり、いじめ重大事態調査を行

う前には、対象児童生徒（“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒）及びその保護者への説明が必要である。

横浜市では、これまで公表ガイドラインのもと、いじめ重大事態調査の結果について、原則として公表を行うこととしており、実際にいじめ重大事態調査の開始前に、対象児童生徒・保護者に対して、調査結果については公表が原則である旨の説明を行っていた。

その結果、対象児童生徒・保護者の中には、調査を行うことに消極的な姿勢を示す（調査を望まない、調査を行うかどうか迷ってしまい、判断に時間を要する等）という事例が少なからず生じていた。

上記の実情からすれば、必ずしも対象児童生徒・保護者の全てが調査結果の公表を望んでいるわけではないことが伺える。

イ 関係児童生徒・保護者に対する調査の実効性の低下

改訂版ガイドラインには、対象児童生徒・保護者だけでなく「関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。」と記載されている（改訂版ガイドラインでは、「いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒」を「関係児童生徒」とし、「関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」としているので、ここでも同様に表記する。）。

そのため、調査結果の公表を前提とすることによる、調査対象者に与える心理的な影響や調査への影響について述べる。

いじめ重大事態に関連してマスコミによる多様な報道がなされ、インターネット、SNSでは様々な情報拡散が見られる昨今の社会風潮は、児童生徒を含むいじめ重大事態調査の対象者に対して恐怖すら感じさせる状況がある。

実際に、報道された数多くのいじめ事件についてインターネット上で真偽不明の様々な情報が流れ、SNS上での拡散もみられるところである。

そこには、事件の“経過”や“対象児童生徒”などの“写真”や“実名”はもちろん、“いじめを行った児童生徒の実名”として多くの児童生徒の氏名が写真などとともに掲載され、目を覆いたくなるような誹謗中傷が無数になされている。

さらに、“いじめを行った児童生徒”とされる児童生徒の幼年時の写真や保護者・きょうだい等の写真、保護者の氏名と職業、住所、転校先学校名、その後の生活の様子などが、克明かつ執拗に記載されているものや、ブログやサイトの運営者、SNSで書き込む者が“制裁”を行っているような不当な人権侵害の様態を多数見ることができる。

真偽不明の情報が、SNS上で拡散され、さらに投稿が繰り返される一方、その削除要請や規制・管理が追いついていない状況は、関係児童生徒・保護者にとって恐怖といえる。

こうした実態は、関係児童生徒・保護者にとって大きな関心事であり、このような状況下で調査を行おうとする場合、調査に協力したくない気持ちが調査対象者に働くことは無理からぬことであり、それが結果的に事情聴取等への非協力的な態度などにつながれば、事実関係を明確にするといういじめ重大事態調査の目的の実現が困難となる。

ウ その他想定される弊害

ア、イのほか、当該いじめの事案に関係する当事者等にとって、公表を前提とすることで以下のような弊害が生じるおそれがあると考えられる。

- ① 学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者（関係児童生徒、対象児童生徒以外の者も含む。）

の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、学校や地域での生活に支障が生じる。

- ② 人間関係の詳細や言動の様子、いさかいや対立の実情などが明確になることによって、関係当事者と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、対象児童生徒の登校再開や立ち直り、いじめを行った児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となるなど、児童生徒の成長が阻害される。
- ③ 公表を前提とした場合、調査の対象となる児童相談所や警察、相談機関や医療機関、他の教育機関等からも十分な情報提供が受けられなくなる可能性がある。

3 公表の方法について

改訂版ガイドラインには、公表の方法について、「調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。」と記載されており、具体的な公表の方法については、学校の設置者に委ねているものと考えられる。

そこで検討するに、いじめ重大事態調査の対象となる事案には、児童生徒の死亡に至るまでの経過を徹底的に検証し、同種事態の再発防止策の提言が求められる事案から、早期かつ適切に対処することにより児童生徒の現状の改善を図るところを第一の目的とする事案まで、様々な事案が含まれる。

上記の目的の違いから、調査主体や調査事項、調査対象等も事案ごとに相当程度に異なることを考慮し、公表の方法については、一定程度類型化した上で、個別の事情も踏まえて、差異をもたせることがあり得るものと考えた。

(1) 公表版による公表

横浜市はこれまで公表ガイドラインに従って、個別の事案ごとに本委員会や学校主体の調査組織が作成した調査報告書をもとにして、教育委員会事務局がその公表版を作成してきた。

しかしながら、調査報告書について教育委員会事務局独自の意向により内容を要約する等の作業は行っていなかったことから、これまでの公表版は、調査報告書のうち情報公開条例に基づく開示請求に対して黒塗りで出される部分を事前に削除しつつ、前後の文章をつなげる等の作業により作成されたものとなっており、内容面は開示請求に対して提供される黒塗りの報告書と大きな差異が存在しない文書となっていた。

こうして作成された公表版は、黒塗리版よりも公表される情報が少なくなる傾向があること、作成作業に一定の時間を要するため市民に対する情報の開示が遅れること等のデメリットも存在し、最善の方法であったとは評価できないため、公表版の在り方について再度検討を行った。

この点、改訂版ガイドラインにおいては、公表の方法の例示として、公表版を作成する方法と、マスキング加工した報告書を公表する方法は並列に位置付けられており、マスキング加工した報告書をもって公表版とすることも検討の余地がある。

マスキング加工した報告書（黒塗リ版報告書）は読みやすさという点ではマイナス面があることは否めないが、市民に対する可能な限りの情報開示、それも早期の情報開示という観点からは大きな意義が認められ、改訂版ガイドラインにも沿っている。

よって、本答申を踏まえ、教育委員会が調査報告書を公表することが相当であると判断した事案については、原則として、情報公開条例を踏まえ調査報告書に最低限の黒塗りを施した報告書をもって公表版とすべきである。

(2) 編集版による公表

もともと、上記のとおり、マスキング加工した報告書（黒塗り版報告書）は読みやすさという点ではマイナス面があることは否めない。公表することが相当である事案の中には、マスキング加工して情報を早期に社会へ提供するよりも、むしろ、いじめ防止対策推進法の「いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること」という目的実現のため、各調査に関与した専門家が主体となって積極的に調査結果のエッセンス等を社会に対して伝えるべき事案も想定される。そのような事案においては、一般の人々にとって読みやすく理解しやすい、マスキングなしの公表版報告書を作成し、公表することも考えられる。

そこで、各調査に関与した専門家が、調査報告書の内容をもとにして積極的に編集して作成する書面を編集版と定義し、例外的な位置付けではあるものの、各調査に関与した専門家の意見をもとに本委員会が編集版をもって公表するよう、教育委員会に要請することも考えられる。

(3) 公表をする場合の関係者の意向確認

ア 対象児童生徒・保護者への説明

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項は、いじめ重大事態が発生した場合には、「当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と定めており、対象児童生徒・保護者の意向に関わらず、いじめ重大事態調査の実施を義務付けている。

もともと、いじめ重大事態調査の内容、具体的には、調査主体が調査対象、調査方法等を決めるに当たっては、対象児童生徒・保護者の心情及び意向が一定程度反映される。改訂版ガイドラインが「重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能」と記載していること

からも、調査の初期段階から、対象児童生徒・保護者への心情及び意向の確認を丁寧に行うことが必要である。

また、改訂版ガイドラインには「対象児童生徒・保護者が希望する場合は・・・（中略）・・・調査報告書を公表しないことも考えられる。」と記載されており、いじめ重大事態の調査結果を公表するか否かについては、対象児童生徒・保護者の心情や意向は最大限考慮しなければならない。

そして、対象児童生徒・保護者の心情や意向が調査の進捗によって変化する可能性もあることからすれば、いじめ重大事態調査が終了し、調査報告書の確認を対象児童生徒・保護者に求める際に、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにするか否か、そして明らかにする場合にはその範囲についての意向を確認することが必要であると考ええる。

イ いじめを行った児童生徒・保護者への説明

いじめを行った児童生徒も市民であり、成長過程にあることから、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても、公表の意義を十分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、同意を得ることまでは必要ないと考ええる（なお、児童生徒の成長発達への影響を踏まえて、報告書における表現や公表範囲等に一定の配慮を行うのは当然である。）。

ウ 児童生徒本人の意向確認

子どもの権利条約やこども基本法では、子どもは、その年齢及び成熟度（発達）に従って、子どもに影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利が認められている。

「いじめ」は児童生徒自身の身近な問題であることから、丁寧に説明すれば理解ができるおおむね10歳程度を目安として、保護者だけではなく、児童生徒本人にも、その心情を慮りながら丁寧に説明をした上で、その意

向を確認し、尊重することが望ましい。

エ 意向確認等のための期間

公表の意義の1つが社会への早期の情報開示にある以上、可能な限り速やかな公表が求められる。

そのため、公表版や編集版の作成は、調査報告書の完成後、速やかに着手することが望ましく、関係者への意向確認も公表版・編集版の完成後、速やかに着手することが望ましい。

他方で、上記(3)アからウまでのとおり、事案の関係者に対する意向の確認や説明は、慎重かつ丁寧に実施するよう努める必要があり、事案によってはその対象が多数となる場合も存在する。また、児童生徒・保護者との日程調整等の実際上の問題もあることから、個々の事案ごとに、それに要する期間が異なることは避けられない。

したがって、事案の関係者に対する意向確認や説明のための期間について具体的な提言は行うことは控えるが、できる限り速やかな公表を実現するために努力する必要がある。

(4) 公表するか否かの判断指針

改訂版ガイドラインには「公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。」と記載されている。

調査報告書は、児童生徒の人間関係から生じたいじめ事案に関するものであり、児童生徒、つまりは市民同士の関わり合いの実態や、人間関係の破綻やいさかいの状況を記載した情報である。そこには、市民である児童生徒の人間関係や好悪

の感情、児童生徒の発達状況や行動傾向、深刻な心身への被害とその心情など、個人生活や人格にかかわる情報があふれており、保護者の情報も併せて、極めて重要な個人情報と将来の生活や成長にかかる情報が含まれている。

これらのいじめ重大事態調査報告書の特性と上記２（２）で述べた弊害については、十分に考慮した上で公表の在り方を探ることが必要である。

元来、学校現場及び教育行政の透明性を担保して同種事案の再発防止を図ることと、重大事態の関係当事者の学校生活はもとより、その人格や名誉、ひいては将来を守ることとは、価値として共に高まり合う関係にはなく、情報を公表し過ぎることによる弊害は、児童生徒の成長を阻害する危険性を多分に含んでいる。そのため、公表に当たっては、双方のバランスをとってこれらを極力損なわないようにする必要がある。

上記のとおり、改訂版ガイドラインにおいても公表するか否かの判断は各事案の個別事情を勘案することが求められており、公表の在り方を一律に明記することは必ずしも適切ではない。

他方で、改訂版ガイドラインには「学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。」と記載されている。

そこで、本委員会は、教育委員会が調査結果を公表するか否かを判断するに当たっては、以下の要素を総合的に考慮した上で判断するべきであるという指針を示すこととする。

① 当該事案の内容や重大性

- ・ いじめ行為の態様等
- ・ いじめの継続性
- ・ いじめによって対象児童生徒が受けた被害の程度

② 対象児童生徒・保護者の意向

- ・対象児童生徒の意向
 - ・対象児童生徒の保護者の意向
- ③ 当該意向の理由・背景事情・公表した場合の児童生徒への影響
- ・公表した場合に対象児童生徒に与える影響の内容・程度
 - ・公表した場合にいじめを行ったとされる生徒を含む関係児童生徒に与える影響の内容・程度
- ④ その他の事情
- ・当該事案における調査の主目的が事案への対処であるか再発防止策の提言であるか
 - ・当該事案における調査の主目的から調査範囲・対象等が限定されていないかどうか
 - ・調査事項について専門家による多角的な視点からの検証がなされているか否か
 - ・過去の事案においてなされた事実認定・評価や再発防止策の提言とは異なる有用な視点から検証がなされ、その内容を社会で共有すべきものと認められるか否か

なお、公表の方法等の判断については、上記の要素を総合的に考慮した上で、最終的には学校の設置者である教育委員会の責任において行うこととなるが、その判断が客観的に行われるよう、各調査に関与した専門家に事前に意見を求めることとし、各調査に関与した専門家において判断に困難をきたす事案については、同専門家の意見を踏まえつつ、本委員会が教育委員会に対し意見具申を行うこととする。

4 公表の手順等について

(1) 公表の手順

改訂版ガイドラインには「公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。」と記載されている。

したがって、公表版又は編集版による公表に際しては、上記3(3)のとおり、対象児童生徒側、いじめを行った児童生徒側へ事前の説明、意向確認等を行うこととなる。

(2) 公表する時期

公表版又は編集版による公表を行う事案については、調査報告書が完成し、上記3(3)の関係者への説明、意向確認後は、できるだけ速やかに公表することが望ましい。

(3) 公表する期間

横浜市のウェブサイト上で公表をするのであれば、上記2(2)の弊害を回避するためにも、公表期間をあらかじめ決めておく必要がある。

再発防止の取組の一環としていじめの実態やこれに対する対処を広く市民と共有するという公表の意義及び市民が公表版又は編集版を入手し、いじめ問題について話し合い、考えを深める手がかりとするために必要な期間を考慮すると、公表期間は、6か月程度を基本とするのが相当である。

なお、公表期間中であっても、対象児童生徒・保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止し、又は公表範囲を一部変更することなどもあり得る。

5 事案を集約した形式での公表について

(1) 公表版又は編集版以外の方法による公表

公表版又は編集版による公表を行うか否かの指針については上記 3 (4) のとおりである。

しかしながら、公表を行わないと判断された調査報告書の中にも、公表の 3 つの意義を有し、再発防止のために有意義な記載が含まれている調査報告書が存在する可能性は否定できない。

例えば、今後増加が見込まれる不登校重大事態においては、不登校支援の前提としての対象児童生徒に対する個別具体的な支援策の提言が多くを占める調査報告書も予測される。

そのような事案の報告書は、個別のいじめ重大事態への対処に力点が置かれる傾向にあり、他の事案への汎用性も乏しい。そのため、上記指針に照らすと公表を行わないと判断される可能性が高いものの、当該報告書の一部分は広く社会に公表することが望まれるということは考えうる。

そうだとすれば、公表版又は編集版による公表を行わないと判断された調査報告書について、個別の事案が特定できない形に集約をした書面を別途作成した上で可能な範囲で公表することで、市民が多様な再発防止の対策を閲覧でき、学校をはじめ社会全体でいじめ問題に取り組むための資料とすることが可能となる。

また、事案の具体的な記載、特に対象児童生徒の個人的な背景が色濃く反映されている調査報告書の場合は、対象児童生徒に与える影響の内容や程度などから公表版又は編集版による公表は望ましくないと判断される場合があるとしても、個別の事案の要素を薄めることにより再発防止に資する要因を社会に伝えやすくなる。

そうだとすれば、報告書の公表の方法については、公表版又は編集版に限定せず、実施された重大事態調査によって明らかとなった共通の課題を整理した

上で、個別の調査報告書を集約し、取りまとめた書面（以下「集約版」という。）を作成し、これを公表することも公表の一つの方法として位置付けることができる。

なお、集約版の素材となる調査報告書は、事案に即した個別具体的な対応を求められる事案、すなわち学校主体調査において作成される調査報告書が大きな比重を占めることが想定される。

したがって、集約版については、上記事案に対処する学校主体調査に関わった専門家の関与のもと、取りまとめを行った上で、本委員会の意見も含めて、教育委員会が作成し、公表することが望ましい。

(2) 集約版を公表する際の関係者の意向確認

集約版は、個別の事案に焦点をあてるものではないため、その公表に当たり、個別事案の対象児童生徒やいじめを行った児童生徒らに事前説明を行う必要はない。

実質的に考えても、集約版について関係する児童生徒・保護者に対する確認を行うといっても、どの記載が対象児童生徒やいじめを行った児童生徒の件なのかについてわからない表現形になっている以上、事前確認の意義が存在しない。

(3) 集約版の公表の時期等

集約版については、ある程度の件数を検証してはじめてその社会的意義を見出せるという性質を有することから考えると、前年度（４月～３月）分の事案について、当年度上半期に公表することが望ましい。

また、集約版の公表期間も、公表版及び編集版と同様、６か月程度を基本とするのが相当である。

6 調査結果の公表に際した個人情報保護について

(1) 総論

ア 改訂版ガイドライン

改訂版ガイドラインは、第10章「重大事態調査の対応における個人情報保護」において、調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係として、次の7点の指摘をしている。

- 第9章第3節（2）で示すとおり調査報告書については、特段の支障がない限りは公表することが望ましいが、公表に当たっては、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応することが必要である。
- 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。
- ただし、調査報告書における学校等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないこととすると隠蔽ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。
- 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。
- 公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。
- なお、学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。
- 公表に当たっては、個人情報保護法の提供に関する法律だけでなく、地

方公共団体における情報公開条例等、学校の設置者が保有する文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいて対応することも必要になる。

イ 情報公開条例等

改訂版ガイドラインは、各地方公共団体における情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にした対応を求めている、実際、公表版を作成するに当たっては、情報公開条例に関する理解も必須となる。そこで、必ずしも公表と関係しない部分を含め、情報公開条例に基づく開示請求の考え方についても本ガイドラインに記載する。

(ア) 情報公開条例第7条第2項第1号

情報公開条例第7条第2項第1号は、「個人に関する情報・・・（中略）・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報としている。

いじめ重大事態調査報告書の中には、個人を識別することができる情報が含まれているし、個人の識別まではできないものの、当該事実を公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報が含まれていると考えられる。

したがって、公表版の作成においては、情報公開条例第7条第2項第1号の不開示情報に留意しつつ、マスキング処理が必要である。

(イ) 情報公開条例第7条第2項第5号

また、情報公開条例第7条第2項第5号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関連する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（いわゆる、行政運営情報）を不開示情報としている。

例えば、いじめ重大事態調査を行う上で、いじめがあったクラスの児童生徒にアンケートを実施し、事実、感情、感想、評価などの情報を入手する場合がある。

アンケート自体からは個人の識別ができないとしても、アンケートに応じた児童生徒は、アンケートの際に、担当教師などから、回答内容については外部に公表されないという説明を受けた上で、回答することが一般的である。

このように、公表されない前提でなされたアンケートに記載された情報を公にすることは、児童生徒との信頼関係を損ないかねず、いじめ重大事態調査の遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

したがって、いじめ重大事態調査において収集した資料については、情報公開条例第7条第2項第5号の不開示情報に該当するため、公表版作成に当たっても当然に配慮が必要である。

(ウ) 情報公開条例第9条

最後に、公表とは直接関係ないものの、情報公開条例第9条について触れる。

情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開

示請求を拒否することができる。」と定めている。

この存否応答拒否を行うためには、

- ① 特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示、不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること。
- ② ①で公になる事実、不開示事由に該当する事実が含まれていると。

の要件を備えていることが必要になる。

例えば、いじめ重大事態調査の具体的な案件について開示請求があった場合に、いじめ重大事態調査を現に実施し、又は過去に実施していたが、情報公開条例第7条第2項の不開示情報に該当するため不開示であると回答してしまうと、実質的に、いじめ重大事態調査実施の有無を回答することになってしまう。そのため、いじめ重大事態調査に関わる情報については、この存否応答拒否対応が求められる場面も想定されるので注意されたい。

ウ 児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮

対象児童生徒及びいじめを行った児童生徒の双方の子どもたちの人格を守る、子どもたちの将来においての成長を守るという視点は、公表の範囲を考える上で十分に配慮をすべきである。

いじめ重大事態調査報告書の公表は、学校を超えた広く社会の関心とされ、地域社会の外側から論評されるなど、対象児童生徒にとっては地域社会の生活を超えた目を向けられる。また、一旦、メディアやSNSに乗ると、出版やインターネットの記録として、当事者たちの記憶を超えて残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心をもたれることにな

る。

対象児童生徒やいじめを行った児童生徒は、学校の所在する地域社会で生活し、その地域社会で友人などの人間関係を築きながら成長していく。学校においていじめの問題があったとしても、それを経験しながら成長していけるよう、社会もこのような児童生徒の成長を支え、見守らなければならない。

(2) 具体的な論点

以上の個人情報保護についての考え方を踏まえ、具体的な論点について述べる。

ア 事実調査の根拠の取扱い

公表に際して実際に問題になるのは、事実調査の部分であるところ、どういう証拠に基づいてどういう事実認定をしたのか、すなわち、事実調査の根拠についてどこまで公表するかについて議論した。

この点、調査報告書の透明性の観点からは、どのような資料があるのか、どのような根拠に基づいて調査報告書を作成したのかについて明らかにすることが望ましい。

しかし、根拠を明確にすると、目撃者等の個人識別につながることも考えられる。

上記を比較考量の上、公表の意義が、市民がいじめの原因、背景について考え、再発防止につなげることにあることからすれば、詳細な根拠を示す必要まではないと考えた。

イ いじめの具体的内容の取扱い

公表の意義が、いじめの問題を社会全体で考えるということからすると、そのために必要十分な情報を公表するということになる。ここで、い

じめには、それぞれのいじめについて特徴的な問題点があり、それを開示することで個人の識別につながりかねない場合がある。

そこで、いじめの事実認定を記載するに当たり、個人情報保護するためにはどのように記載するかが問題となる。

例えば、悪口を言われて殴ったという場合、「殴った」事実行為は公表するが、悪口の内容で個人の容姿などに関わる具体的発言についてはマスキング処理を行うことが望ましい。

また、部活でいじめがあったとして、部活名や部活名に結び付くもの（野球部の場合のバット、グローブ等）についても、公表しない配慮が必要である。

これらの検討を踏まえると、一律の基準を提示するには至らないが、いじめの状況やいじめ重大事態に至った要因といった重要な部分については、読み手である市民の目線に立って一定程度認識可能な部分を残しつつ、個人を識別できる情報についてはマスキング処理することが望ましい。その結果、いじめの期間の長短や内容などによって公表する範囲やその分量に差異が生じるとしても、その程度を見極め、公表範囲を判断することが望ましいと考える。

なお、性的暴行については、「ズボンを下ろす」などの事実行為については事実として記載すべきであるが、どこまでマスキング処理をするかについては、児童生徒の羞恥心に配慮して記載すべきである。

ウ 地域を限定する情報の取扱い

地域を限定する情報が個人の識別につながるかどうかは、その地域の人口や面積等の地理的な規模が大きな要素になる。

横浜市の場合、学校数が少ない小規模な自治体とは異なり、人口規模と学校数を踏まえて個人識別の可能性を考える必要がある。

まず、学校名については、当該学校名を公表すると、当該児童生徒の個人識別につながるため、非公表とするべきである（川崎市情報公開・個人情報保護審議会答申 28 第 2 号平成 28 年 4 月 15 日は、学校名、教職員の職、氏名、職務内容については、児童生徒の個人識別につながるとして、非開示とした。）。

行政区については、行政区の人口には差異があり、小中学校の学校数にも差異がある。小規模の行政区については学校数が少なく、当該児童生徒の特定につながるおそれがある。

したがって、行政区については、小規模の行政区に配慮し、規模の大小にかかわらず、一律にマスキング処理をするべきである。

また、いじめの事実関係の内容が、地域の特色を反映している場合、学校の特定につながるおそれがある。しかし、いじめの内容を公表することによって社会にその問題性を問いかけ、市民の理解を得て再発防止につなげるという公表の目的に照らすと、いじめの内容の特性につながる記述を非公表とすることは公表の趣旨を妨げることとなってしまう。

この点は悩ましいところであるが、公表によって個人が特定され、児童生徒の成長に取り返しのつかない影響を与えるおそれがあることを考えると、地域の特性に関わる記述はマスキング処理を行うことが望ましい。

また、特別支援学校や高等学校のように学校数が限られている種類の学校については、市全体で学校数がそれぞれ 10 校程度であるため、特別支援学校や高等学校であることは示すとしても、学校が特定されるおそれがあるので地域性に関する情報には特に配慮するべきである。

エ 内面（申立内容、発言内容等）の取扱い

情報公開条例は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」について

も不開示と定めている（第7条第2項第1号本文後段）。

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、個人識別性のない個人情報であっても、開示することにより、特定の個人の権利利益が害されるおそれのあるものをいう。

過去の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申では、学校の児童に対して行った聴き取り調査の開示請求に関するものがある（答申第497号平成19年5月25日）。

非開示を是とした答申の理由としては、このような聴き取り調査は、通常、当該情報について他の者に安易に漏らすことのないように十分配慮した上で行われるものであるため、調査に協力した児童は、その発言内容が聴き取り内容として、そのまま開示されることはないとの前提で回答したものと考えられるとして、開示することにより当該児童が精神的負担を感じることに加え、限定された地域で日常生活を送る児童にとってその人間関係に支障をきたすおそれが出てくるなど、当該児童の健全な発育に与える影響にも配慮する必要があるとして、子どもたちの権利利益を侵害するとして非開示を妥当としている。他の自治体の答申にも同様の判断をしているものが見られる。

また、情報公開条例にあてはめれば、第7条第2項第5号の問題もあろう。同条項には、当該情報を開示することにより、関係者との信頼が損なわれ、以後の同種の業務が円滑に遂行できなくなるおそれのある情報（行政運営情報）については開示しないことができる旨が定められている。

前記のとおり、公表されないという前提で聴き取りされた情報が公表されるとなると、児童生徒が真実を伝えなくなり、事実の解明がうまくいかず、いじめ重大事態調査の目的が達成されなくなることからすれば、ヒアリングにより収集した情報等は行政運営情報として不開示とされる必要が

ある。

いじめに関する生徒のアンケート調査の作文については、高等裁判所の裁判例がある（東京高裁平成11年8月23日判決）。

すなわち、自殺した生徒の保護者が、事件後に学校が生徒に作成させた作文について、①本件作文は開示を予定して作成されたものではなく、開示することは教師と生徒との信頼関係を失い、今後の生活指導上の支障が生じる（行政運営情報）という点と、②作文には人格が表れており、内面・心情に当たるので作文を書いた子どもの個人情報でもあるという点から、非開示を妥当としている。公表版を作成するに当たっては、こうした過去の裁判例や答申の考え方は踏まえるべきである。

オ 報道機関により公表された情報の取扱い

いじめの問題が新聞、テレビなどで取り上げられた場合、その事実をもって「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（情報公開条例第7条第2項第1号ア後段）として、全てを公表するべきであろうか。

「慣行として公にされている情報」とは、現在、一般に公表されており、実施機関として当該情報が何人も知りうる状態におかれていると認められる情報をいう。これについて、インターネット上などに過去に公表されたものであっても、相当期間の経過により、開示請求時点では公にされているとは判断できない場合があることに留意する必要がある（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引（令和5年4月改訂版））。

「公にすることが予定されている情報」とは、開示請求時点においては公表されていないが、将来、公表することが予定されている情報をいう。また、公表について具体的な計画がない場合でも、当該情報の性質上、通

例公にされるべきものも含めて解釈し得る（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の解釈・運用の手引（令和5年4月改訂版））。

また、報道機関等により事案の一部が公表されたからといって、事案の全ての情報が「慣行として公にされている情報」に該当するものではなく、なお報道されていない大部分の情報が不開示情報となる以上、全ての情報について公表が求められるものではない。

カ 要配慮個人情報の取扱い

「『要配慮個人情報』とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」（個人情報保護法第2条第3項）

もちろん、開示請求によっても不開示となる情報について、公表に踏み切る場合には本人の同意はもちろんのこと、慎重な配慮が必要となる。

要配慮個人情報については、一律非公表にすべきという考え方もある。

しかしながら、昨今のいじめ問題を考えるに当たって、児童生徒の障害やその理解と合理的配慮についてのあり方を踏まえて検討すべき事案などが少なからず存在することから、本人の同意がある場合には、要配慮個人情報をも伝えることが、社会に対して事実関係を明確に伝え、いじめについて社会全体で考えることに資する面も存在する。

したがって、要配慮個人情報について公表する場合には、本人の同意を前提として、公表の意義、必要性を踏まえた慎重な判断が求められる。

資 料

横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野	所属等	氏名
医療	由比ガ浜こころのクリニック	アツミ ヨシカタ 渥美 義賢
法律	弁護士	イシカワ ユイ 石川 由衣
法律	弁護士	イシノ ムリコ 石野 百合子
医療	横浜市南部地域療育センター 所長	イソザキ ジンタロウ 磯崎 仁太郎
法律	弁護士	カタヤマ サトミ 片山 里美
教育	帝京大学大学院客員准教授	カマチ ケイコ 蒲地 啓子
法律	弁護士	クリヤマ ヒロシ 栗山 博史
法律	弁護士	ケヅカ マモル 毛塚 衛
教育	星槎大学特任教授、神奈川大学非常勤講師、 北里大学非常勤講師	コンドウ ショウイチ 近藤 昭一
心理	公認心理師、臨床心理士	シミズ ナオコ 清水 尚子
医療	横浜市東部地域療育センター 所長	タカハシ ユウイチ 高橋 雄一
心理	東京医科大学 臨床心理士 公認心理師	ツジ タカヒロ 辻 孝弘
心理	聖心女子大学教授	ヒライ ミカ 平井 美佳
心理	聖学院大学大学院客員教授	ホリ キョウコ 堀 恭子
福祉	神奈川県社会福祉士会子ども家庭支援委員会	モリタ ヒロシ 守田 洋